

議案第 7 号

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例

川崎市軽費老人ホーム条例（昭和 49 年川崎市条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市福祉センター条例の一部改正）

2 川崎市福祉センター条例（昭和 49 年川崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（2）削除

第 5 条第 2 号を次のように改める。

（2）削除

（川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

3 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とし、

同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削る。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止するため、この条例を制定するものである。